

新型コロナウイルスワクチン職域接種促進支援事業における  
都への消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告について

**【取扱要領抜粋】**

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式6）により、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返還しなければならない。

**【趣旨】**

本事業の補助金により、実質的な負担がゼロになっているにもかかわらず、仕入控除を申告した場合、控除分の利益が発生してしまうため、返還を求めることとなります。

返還額がない場合も、確認のために報告は必要です。

報告は交付決定ごとに必要ですので、例えば、初回接種、追加接種（3月分）、追加接種（4月以降分）の補助金をすべて受けた場合、3回の報告が必要となります。

**【提出までの流れ】**

- 1 補助金を受領
- 2 消費税の申告
- 3 速やかに報告

※経費支出が2会計年度にまたがる場合、両年度の申告後に報告ください。

※提出時期は概ね申告から2か月以内を想定しています。期限は、補助事業実施年度の翌年度末頃の予定ですので、未提出者には別途連絡します。

- 4 返還額がある場合、都から納入通知書を送付

※報告時期にもよりますが、報告後すぐに送付されるとは限りません。

- 5 返還額の納付

## 【提出資料】

	返還額	提出資料
消費税の申告義務がない	なし	申告義務がないことを示す書類+①②
簡易課税方式により申告している	なし	消費税確定申告書（簡易課税用） （写）+①②
公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている。	なし	①②③⑤
補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している	なし	①②③
補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている ※1	なし	①②③
補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して実績報告を提出した場合 ※2	なし	減額したことが確認できる書類（実績報告書添付資料）+①②
上記以外の場合（公益法人等）	あり	①③④⑤⑥
上記以外の場合（公益法人等以外）	あり	①③④⑥

①様式6

②返還額がない理由の説明（様式6に記載するか任意の別紙を提出）

③消費税確定申告書（写）

④消費税確定申告書付表2（課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表）（写）

⑤特定収入割合の計算過程が分かる書類

⑥助成金に係る消費税仕入控除税額の積算内訳（任意様式・サンプルあり）

※1 人件費等が補助金額を上回った場合、実績報告時にその他の経費を記載していても、このケースに含めます。②において、実績報告の内訳資料に準じた、具体的な金額を含めた説明をしてください。

※2 実績報告時に減額しなかった場合も、（本事業では上限額があるため）税抜き額が補助金額を上回れば、このケースに含めます。②において、実績報告の内訳資料に準じた、具体的な金額を含めた説明をしてください。

（参考）申告義務がないことを示す書類

例1：助成事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書（写）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

例2：新たに設立された法人の場合は、設立日、事業年度、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料（法人設立届出書(写)等）

例3：消費税課税事業者選択不適用届出書（写）

例4：免税事業所であることを証する書類（写）

**【提出方法】**

メール・郵送のいずれかでご提出ください。（様式6は押印不要としております。）

●メール提出の場合、添付書類についてもPDF等でご提出ください。

・大容量ファイル送信サービスは、都側のセキュリティの都合により受領できない場合がございますので、ご遠慮ください。

・CD-ROM等の電子記憶媒体による提出は、ご遠慮ください。

<メール>

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 <S0415102@section.metro.tokyo.jp>

※件名に「職域接種仕入控除税額報告」を含めてください。

<郵送>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 福祉保健局 感染症対策部 防疫・情報管理課 行

※封筒等に「職域接種 仕入控除税額報告」と明記してください。

【計算方法】（消費税率がすべて 10%の場合）

※経費支出が2会計年度にまたがる場合、会計年度ごとに計算

(1) 課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が 5 億円以下の法人等の場合

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{10}{110}$$

(2) 課税売上割合が 95%未満または課税売上高が 5 億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入額}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

(3) 課税売上割合が 95%未満または課税売上高が 5 億円超の法人等であって、個別対応方式により申告を行っている場合

$$\text{返還額} = (A) + (B)$$

$$(A) = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税売上対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110}$$

$$(B) = \text{補助金額} \times \frac{\text{補助対象経費のうち共通対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

【計算上の留意点】

- ・補助金額は、非課税仕入額に対応するものも含まれます。
- ・補助対象経費は、実績報告時の「対象経費の実支出額」となります。
- ・計算処理の途中において小数点以下を切り捨てるなどの端数処理はしないでください。ただし、消費税の申告時に端数処理を行った場合は、同様の処理をしてください。
- ・返還額については、1円未満の端数を切り捨てます。

【その他】

- ・提出資料で確認できない場合に、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ・提出にあたっては、税理士等とご相談の上、ご提出いただきますようお願いいたします。
- ・補助金交付対象となった支出が事業年度をまたぐ場合は、それぞれの課税期間の書類が必要です。
- ・仕入控除報告後、消費税の申告を修正するなどにより、仕入控除税額が変わる可能性がある場合、ご連絡ください。